

岡山県美作ラグビー・サッカー場利用料金の減免について

- 1 国民体育大会（中国ブロック大会、岡山県予選会等を含む。）又は全国障害者スポーツ大会（中国・四国ブロック地区予選会、中国地区予選会、岡山県予選会等を含む。）及び美作市が主催する行事等で使用する場で、特に必要と認めるときは、利用料金の全額を免除することができる。
- 2 次のいずれかに該当する利用で、特に必要と認めるものについては、条例別表の1及び2（会議室に係るものに限る）に掲げる利用料金の2分の1に相当する額を免除することができる。
 - （1）身体障害者（身体に障害のある者のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳を有するものをいう。）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - （2）知的障害者（療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号通達）により療育手帳を交付されているものをいう。）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - （3）精神障害者（精神に障害のある者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳を有するものをいう。）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - （4）65歳以上の者が加入資格を有する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - （5）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校で組織する団体（高等専門学校又は大学で組織する団体を除く。）が主催する催物のために利用するとき。
- 3 岡山県知事が指定したチームが負担すべき利用料金で、当該チームを支援するために特に必要と認めるときは、次の額を減免することができる。
 - （1）仮設広告物設置に係る利用料金の全額
 - （2）入場料を徴収する場合に加算する最高入場料に百を乗じて得た額の2分の1に相当する額
- 4 美作市スポーツ少年団及び美作市スポーツ少年団に所属する団体が主催する大会や練習等催物のために利用するときで、特に必要と認めものについて、条例別表の1に掲げるものについては全額免除、条例別表の3に掲げる照明設備については、2分の1に相当する額を免除することができる。